

# 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

## 前文

小金井市民（以下「市民」という）は、直接選挙によって、小金井市議会（以下「議会」という）の議員と小金井市長（以下「市長」という）をそれぞれ選出しています。市長は独任制の執行機関であり、議会は合議制の議決機関です。

議会と市長は、それぞれが市民の代表である二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を発揮し、市民福祉の向上のために市政運営に取り組む責務を負っています。

議会にとって重要な機能の一つは、多様な民意を持ち寄って、公開の場で議論を尽くすことにより、市長の行政執行を始めとする市政全般について、その論点・争点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。

議会は、昭和33年の市制施行以来、「市民に開かれた議会」、「自由闊達な質疑を保障する議会」、「少数会派の活動を保障する議会」などを目指し、日々議会改革に努めてきました。

しかし、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会には、市民の多様な意見を反映し、民意を集約する役割がこれまで以上に期待されています。

また、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化するとともに、情報公開と市民参加を拡大し、説明責任を果たすことが求められています。

議会は、以上述べた市議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここに議会の最高規範として本条例を制定するものです。

## 条文の修正の提案

## 条文については、一致

## 各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	原案了承
自由民主党小金井市議団	原案了承
改革連合	原案了承

## 委員長コメント（議論の主な内容等）

議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

第1章 活動原則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることを目的とする。

条文の修正の提案

条文については、一致

各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	原案了承
自由民主党小金井市議団	原案了承
改 革 連 合	原案了承

委員長コメント（議論の主な内容等）

議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(議会の活動原則)

第2条 議会は次に掲げる原則を基本とし活動する。

(1) 公開性、透明性、公正性をより一層確保し、市民に開かれ信頼される議会を目指す。

(2) 市長その他執行機関(以下「市長等」という)等の事務執行が適正に、かつ、公正性及び効率性をもって行われているか、監視・評価するものとし、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(3) 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案等に生かし、市政に反映させる。

(4) 意見の違いをお互いに尊重し合い、全ての会派が、「言論の府」にふさわしい議会運営に努める。

(5) 小金井市議会委員会条例、会議規則、及び先例又は申し合わせに基づいて活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行う。

条文の修正の提案

(改革連合) 第4号「全ての会派」→「議員は、」

## 条文については、一致

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	原案了承
自由民主党小金井市議団	原案了承
改革連合	議員個人か会派単位か

委員長コメント(議論の主な内容等)

## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(議員の活動原則)

第3条 議員は次に掲げる原則を基本とし活動する。

(1) 市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指す。

(2) 活発な調査活動に基づき、条例提案や政策提言を積極的に行うものとする。

(3) 小金井市議会議員の政治倫理に関する条例に基づき、市民に信頼される議員活動に努める。

条文の修正の提案

### 条文については、一致

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	原案了承
自由民主党小金井市議団	原案了承
改 革 連 合	形容詞的文言は不適切

委員長コメント（議論の主な内容等）

## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(会派)

- 第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。  
 2 会派は、同一の理念を有する最少1人の議員で構成し、活動する。  
 3 議会は、議会運営等において少数会派を尊重するものとし、会派間の公平性を確保しなければならない。  
 4 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。  
 5 会派代表者会議に関する事項は、別に定めるものとする。

### 条文の修正の提案

(民主党・社民クラブ) 第2項 会派は、同一の理念を有する最少1人の議員で構成し、活動する。→会派は、同一の理念を有する議員で構成する。ただし一人会派も認める。

(改革連合) 第1項 結成できる

## 条文については、一致

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	市議会議員は個人名で当選しているものであり、会派制度は議会運営の便宜上の必要性によって設けているものである。よって最小限の定義にとどめ、規制などは行うべきではない。
日本共産党小金井市議団	会派とは、基本政策が統一されていることが前提。
民主党・社民クラブ	会派は複数名で構成するのが基本であり、1人で構成するのは例外とするべきという観点から、上記条文の修正を提案する。
小金井市議会公明党	同一の理念とは、主要な政策について一致していることである。
自由民主党小金井市議団	原案了承
改革連合	第2項の同一の理念とは何か。1名で同一理念とは？

### 委員長コメント（議論の主な内容等）

■「会派」の定義は不一致の部分がある。

■＜逐条解説＞ 少数会派の尊重とは、意見、地位、活動についてであることを盛り込む。

## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

### 第2章 市民と議会の関係

(市民に開かれた市議会)

第5条 議会は、本会議、委員会、委員会協議会を原則公開とする。なお、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。

2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

条文の修正の提案

条文については、一致

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	原案了承
自由民主党小金井市議団	議会は、本会議及び委員会の状況についてインターネットを利用した中継を行うとともに会議録を広く市民の閲覧に供するを、含めたほうが適切と考える。
改 革 連 合	非公開決定手続は？

委員長コメント（議論の主な内容等）

議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(市民の声を反映させる議会)

第6条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、市民等の意見を聴取する機会の確保に努める。

2 議会は、参考人制度を積極的に活用して、市民等の専門的又は政策的識見等を聴取する機会の確保に努める。

3 議会は、議案・請願・陳情書の審議・審査するに当たって、誠実に処理するものとし、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設ける。

4 議会は条例提案等の政策提言をするに当たって、関係者等と懇談し、意見を聴く機会を設ける。

条文の修正の提案

条文については、一致

各会派の意見

みどり・市民ネット	第3項、第4項についても、積極的に行うべきである。
日本共産党小金井市議団	市民からの要望書等について、市議会の議論に反映させるシステムが必要である。現状でも市民からの要望書が提出されることは少ない。
民主党・社民クラブ	第1項及び第2項の「積極的に活用」の「積極的に」については、会派の中でなお議論があった。
小金井市議会公明党	原案了承
自由民主党小金井市議団	原案了承
改革連合	形容詞的表記は不適。解釈でトラブル。

委員長コメント（議論の主な内容等）

議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

<p>(議会報告会)                  第7条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。                  2 詳細については別に定めるものとする。</p>
<p>条文の修正の提案</p>

条文については、一致

各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	議会報告会は、市民との交流の場としては必要である。ただ、手段は他にもある。それはそれぞれの議員のやり方もあり、一つにまとめることは難しい
民主党・社民クラブ	全ての議員が年1回は報告すべきである。
小金井市議会公明党	この条文を了とする。議会報告会の開催方法については、各会派間の具体的なイメージの共有ができていないので、検討が必要ではないか。
自由民主党小金井市議団	公平公正な議会報告会の内容となることが条件であり、市民に誤解を与えるような報告や市長の政策について作為的に妨害等を与える報告会になるのであれば賛同できないし、偏った内容の報告になれば本来の趣旨を逸脱することになる。そのようなことがあれば即、次回以降の議会報告会の開催を中止することを条件とする。
改革連合	議会だより内容以上の報告会となるのか。

委員長コメント (議論の主な内容等)

■議会報告会は、全委員の一致をみたが、開催方法などについては検討課題である。年1回4カ所で開催し、全ての議員が報告者となることもある。また毎定例会ごとに開催し、全ての議員が報告する方法もある。



## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(請願・陳情)

第8条 議会は、請願及び陳情を適切、誠実に審査するものとする。

2 請願・陳情書を提出した代表者は、趣旨について委員会において陳述することができる。

条文の修正の提案

### 条文については、一致

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	採択された請願・陳情の行政の執行状況について報告することを明記していないので補充が必要ではないか。
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	原案了承
自由民主党小金井市議団	原案了承
改革連合	適切、誠実とはどのような状況を表すのか。

### 委員長コメント（議論の主な内容等）

■請願・陳情提出代表者の陳述は、これまで委員会協議会で実施していたが、正式委員会になったことで、具体的な方法など今後の課題とする。

議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

<p>第3章 市長と議会の関係                  (市長と議会の関係)                  第9条 議会と市長とは、二元代表制に基づき、独立性を保持し、対等かつ緊張ある関係を保持するものとする。                  2 市長は、計画や条例の制定及び改廃並びに予算の提案に当たっては、議会の審議に当たって、十分に調査ができるよう、全ての議員に対等平等に情報を提供するものとする。                  3 市長は、重要な計画、政策、施策、事業等を議案として提案するときは、議会が政策水準を高め、議決等における説明責任を果たすため、政策決定過程を説明するよう努めるものとする。                  4 議員は、計画、条例の制定及び改廃並びに予算の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。                  5 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたとき、議員の質疑等に対する説明をよりの確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て、質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。</p>
<p>条文の修正の提案                  (公明党案) 「議会は、重要な計画、政策、施策、事業等を議案が提案されたとき、市議会が政策水準を高め、議決等における説明責任を果たし、政策決定過程を説明できるよう市長に対し求めることができる」とする。</p>

条文については、第3項は一部不一致

各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	第3項について、政策の発生源、他市との比較検討などの説明について、重要事案は市長が説明すべきである。議会から求めることではない。第5項は、争点を明確にするためには必要なことで、ぜひ明記したい。
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	第2項を含め、この基本条例は、市長の政治的裁量権を制限するものではない。 第3項の主語は「議会は」とすべきで、「市長に対し求めることができる」と締める。 議案の送付については、庁議に関わらず「原則1週間前」とする。
自由民主党小金井市議団	第1項の二元代表制とは、市長の立場及び権能の違いを踏まえた上で、の表記という観点を逐条解説に盛り込むべきである。 第3項については議案の決定過程で必ずしも全ての項目が適用されているとは限らないため条文に明記せず逐条解説で明らかにすることが適切である。議案を提出するのは市長側からなので「市長が努める」ものとしなければ議案の決定過程でどの項目が適用されているかは提案者である市長側にしか分からないことから、議会が求めても明示できないケースが発生してしまう可能性がある。 第5項については既に行われていることから明記すべきと考える。また、市長から発言があり議員が答える場合は、発言回数に数えないこととする。
改革連合	原案了承

## 委員長コメント(議論の主な内容等)

### <逐条解説>

■議案の送付は、現状においては定例会開会1週間前という意見もあり、庁議で決定した直後をめぐりに送付すべきという意見もあった。

### <不一致・持ち帰り>

■第3項(1)から(7)については削除することで一致した。ただし、逐条解説で全ての議案ではなく、必要な重要な議案の説明の際に求めることについては、全ての委員で一致したが、逐条解説で明記するのかが持ち帰り。

また、(1)から(7)について、「議会が求める」のか、「市長が努める」のかという点でも持ち帰ることになった。

■第4項は、「市長との関係」に盛り込むべき文言なのか。議員の活動原則ではないかという意見があり、今後の検討課題。

■第5項については、議員の発言回数の数え方について議論。市長から発言があり、議員が答える場合は、発言回数に数えないこととする。議員が条例等の議案を提出した場合、同様の規定が必要ではないかという意見があり、第14条に盛り込んだ。

議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(市長報告)  
第10条 市長は市政の重要事項について、自ら必要と判断した場合又は議会からの要請があった場合、本会議において市長報告を行うものとする。

条文の修正の提案

条文については、一致

各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	重要事項については、全員協議会ではなく、本会議で市長報告すべきである。
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	例えば、「市長報告では質疑なし」など、全員協議会との相違点が明確になることが望ましい。
自由民主党小金井市議団	原案了承
改革連合	自ら→不要

委員長コメント（議論の主な内容等）

## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

### (全員協議会)

- 第11条 全員協議会は、市長が都市計画及び重要政策等に関して議会の意見を聞く場合に、議長が招集し、開催するものとする。
- 2 市長から全員協議会の開催を求められた場合は、議長は速やかに対応するものとする。
- 3 議員が全員協議会の開催を請求した場合、議長は速やかに対応するものとする。
- 4 全員協議会は原則公開するものとし、記録をとるものとする。
- 5 詳細は、別に定めるものとする。

### 条文の修正の提案

条文については、一致。

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	第3項について、議員が開催を請求する場合の規定は、本会議の開催要求と同様の全議員の3分の1とし、条文に記載すべき。
日本共産党小金井市議団	全員協議会は議長が招集するが、開催の諾否の権限までは付与されていない。議長が招集する前提には、各会派の意見聴取が必要。市長が開催したいというものを拒否するかどうかは、議会全体の判断である。
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	第2項については、市長から開催要求があった場合、議会が拒絶することにはならない。
自由民主党小金井市議団	第2項については、市長から開催要求があった場合、議会が拒絶することにはならない。
改革連合	第3項、開催要求議員数明示すべき。

### 委員長コメント(議論の主な内容等)

■「議員が開催を請求」という場合に、1人でもできるのか3分の1なのか逐条解説等で規定してはどうか。

## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(議会の議決事項の追加)

第12条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次のとおり定めるものとする。

条文の修正の提案

### 条文については、一致

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	議決事項を積極的に追加していくべきである。
日本共産党小金井市議団	長期基本構想が盛り込まれたことはよかったが、他の計画等についても議決に加えた方がよい。
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	原案了承
自由民主党小金井市議団	原案了承
改革連合	原案了承

委員長コメント（議論の主な内容等）

■議決事項を追加する余地がある文言を逐条解説に盛り込む。

## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

### 第4章 自己研さん・調査・研修・政策立案

(討議の保障)

第13条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論に努め、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、意思を決定していくため、各委員会を中心に議員間討議を行うことができるものとする。

3 詳細は別に定めるものとする。

### 条文の修正の提案

(公明党案) 第13条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論に努めなければならない。 とする。

## 条文については、不一致

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	第1項の「市民に対する説明責任」は他の所でもうたわれているし、この条文に入れるのは適切ではない。第2項の議員間討議については必要だと思うが、質問回数数の数え方など、方法についてよく検討する必要がある。
自由民主党小金井市議団	原案了承
改 革 連 合	議会だより以上の説明は各議員の立場、考えによる。

### 委員長コメント（議論の主な内容等）

■現状でも、委員会協議会で議員間の協議を行っていることから、多数は上記の文言で明記すべきである。

■「自由な議論に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。」との条文を入れるか検討することとした。公明党は持ち帰り。(11月22日時点)

■「行政報告」について盛り込む必要がある。また、庁議を経ないものでも議会への報告を行ってほしいものもあり、整理が必要である。

■「所管事項の質疑」については、規則、運用方法等についての整理が必要である。

(調査・政策立案)

第14条 議会は以下の制度を積極的に活用するものとし、調査活動を活発に行い、議会の権能を十分に発揮し、政策立案を行うものとする。

(1) 法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による調査を活用することができる。詳細は別に定める。

(2) 議会は、政策立案に資するため、必要な調査、研修及び視察を行い、その結果を市民に公表、報告しなければならない。

(3) 議会は、審査、諮問又は調査のため、必要な附属機関を設置することができる。

(4) 議会は、政策を立案するため、議員による政策検討会を設置することができる。

(5) 提案議員は、条例等の議員案を提案する際、議員の質疑等に対する説明をよりの確に行うことができるよう、議長または委員長の許可を得て、質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

2 詳細は別に定める。

条文の修正の提案

条文については、(3) 以外は一致

各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	第3号の附属機関の規定は了とするが、議会のもつ議決権などの特性を見極め、附属機関の設置には慎重な判断が必要である。第4号の政策検討会は、具体的な方法について会派間でイメージの共有ができていない。
自由民主党小金井市議団	第3号の附属機関は、審査・調査のために議会に対して専門的知見から公平な助言ができる外部のメンバーで構成される議会の諮問機関となるようにすることが条件であり、設置する場合には議長が速やかに予算措置を採りきちんと機能するよう取決めなければならない。
改 革 連 合	原案了承

委員長コメント (議論の主な内容等)

- 政策検討会については、もう一度議論する。市民との共同作業で条例を提案する。
- 議員提案による条例・意見書等の質疑に対する、提案議員から質問した議員への反問(質問趣旨の確認)をこの条文に明記することとした。

<不一致>

- 第3号について、附属機関はどのような角度で配置するのかということも含めて引き続き継続して検討する必要がある。

<意見>

- 政策検討会については、もう一度議論する。市民との共同作業で条例を提案する。
- 条例提案による反問をこの条文に明記した方がよい。



## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(政務調査費)

第15条 会派は、小金井市議会政務調査費の交付に関する条例に基づき交付された政務調査費を活用して、議員の調査研究及び政策立案に資するものとし、その用途及び結果については、積極的に公開し説明責任を果たさなければならない。

2 政務調査費は、小金井市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則に定められた以外に使用してはならない。また、用途の範囲は時代の要請に比べられるように、常に市民の意識を反映させ精査するものとする。

条文の修正の提案

### 条文については、一致

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	原案了承
自由民主党小金井市議団	原案了承
改革連合	検討中の条例に加えて規定する必要なし。

### 委員長コメント（議論の主な内容等）

■地方自治法の改正により、「政務調査費」は「政務活動費」と改められた。名称を含め、今後の検討課題とする

(議会研修会)

第16条 議会は、専門的知識を高めるため、以下の研修会等を開催するものとする。

(1) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。なお、議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

(2) 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

条文の修正の提案

(2) 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の主旨を徹底するよう努める。

条文については、(2) は不一致

各会派の意見

みどり・市民ネット	第2号の「改選後のこの条例に関する研修」は必須である。改選後のできるだけ早い時期に、条例内容を熟知している複数の議員による研修を行うことが望ましく、少なくとも全議員による読み合わせや事務局による説明を受けて、基本条例としての共通理解を作らなければ、大きな混乱を招きかねない。
日本共産党小金井市議団	議会運営のバイブルになる議会基本条例の研修は改選直後に必ず行うことは必要である。
民主党・社民クラブ	第2号については誰がどの様に説明するか疑問があった。議会事務局が説明することになったが、説明の内容については更に検討を要する。
小金井市議会公明党	第2号に関して、方法論などについては検討を要する。
自由民主党小金井市議団	第2号については、実際の研修の実施に当たって講師の選任が事実上困難な上、条例内容の引き継ぎの観点から考えても現実的でないため明記するべきではない。
改 革 連 合	第2号は不要

委員長コメント (議論の主な内容等)

## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(議会事務局)

第17条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、議会事務局を設置する。  
また、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする

条文の修正の提案

条文については、一致

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	原案了承
自由民主党小金井市議団	原案了承
改 革 連 合	充実・強化には予算が伴う。条例に明記するのは不適。

委員長コメント（議論の主な内容等）

## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、市が設置する行政資料室等との連携を図るものとする。

条文の修正の提案

### 条文については、一致

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	原案了承
自由民主党小金井市議団	原案了承
改 革 連 合	原案了承

委員長コメント（議論の主な内容等）

■議会図書室の市民利用について明記すべきという意見があったが地方自治法第100条15項において、「前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。」としており、二重となるため、明記しないこととした。逐条解説で明らかにする。

## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

### 第5章 広報・広聴活動 (広報活動)

条文の修正の提案

## 条文については、未協議

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	「広報」については、従来の議会だよりに加え、HPの管理・充実を担当し、「広聴」については、議会報告会の開催、市民アンケートの実施などを通じた市民意見の把握を担当する。議会運営委員会と同様の常任委員会とする。
日本共産党小金井市議団	
民主党・社民クラブ	
小金井市議会公明党	要検討である。
自由民主党小金井市議団	未協議のため現段階ではコメントしない。
改 革 連 合	

### 委員長コメント（議論の主な内容等）

■ 広報広聴委員会については、今後の検討課題とする。  
とりわけ、現在の議会報編集委員会のような議長の付属機関を改めるべきという意見が出された。ただし常任委員会にするのか、特別委員会にするのか、もしくは他の方向にするのかの議論があった。公式の会議とするのかが検討課題である。

## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

### 第6章 議員の定数・報酬等

(議員定数)

第19条 議員定数は、本条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、小金井市議会議員定数条例により定めるものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮し、市民意見を把握し定めるものとする。

条文の修正の提案

条文については、一致

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	原案了承
自由民主党小金井市議団	原案了承
改 革 連 合	原案了承

委員長コメント（議論の主な内容等）

## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定めるものとする。

2 議員報酬の改定に当たっては、小金井市特別職報酬等審議会の意見、財政事情、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を把握して決定するものとする。

条文の修正の提案

### 条文については、一致

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	原案了承
自由民主党小金井市議団	原案了承
改 革 連 合	原案了承

委員長コメント（議論の主な内容等）

■逐条解説には、議員報酬が、議員活動の対価であることを基本とし、適切なものとする。

## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

### 第7章 本条例の位置づけ

(他の条例等との関係)

第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範である。

2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に反してはならない。

条文の修正の提案

条文については、一致

### 各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	原案了承
小金井市議会公明党	「議会における最高規範」という文言が、他の部分にも出てくるなら不自然にみえる。あるべきところに1か所、きちっと明記すべきである。
自由民主党小金井市議団	原案了承
改革連合	原案了承

委員長コメント（議論の主な内容等）



議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(条例の検証等)

(案1) 第22条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において必要に応じて検証するものとする。(3会派)

(案2) 第22条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。(2会派)

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

附則 施行日 別に定めるものとする

条文の修正の提案

条文については、両論併記

各会派の意見

みどり・市民ネット	原案了承
日本共産党小金井市議団	原案了承
民主党・社民クラブ	民主党社民クラブは、必要に応じて検証すべきと考える。
小金井市議会公明党	通常の議運そのものが基本条例に沿って行われることになり、検証の場ともいえる。ただし、基本条例が頻繁に変わるようではおかしい。
自由民主党小金井市議団	運用しながら問題点が発生すれば議会で問題提起し議論すればいいことなので、検証は必要に応じてという表記で構わない。逆に、年ごととか4年に一度としてしまうと問題点がないのにも関わらず、かたちだけでも検証しなければならなくなるため運用上煩雑になってしまう。
改革連合	原案了承

委員長コメント (議論の主な内容等)

■検証の在り方について不一致。1年ごとか、4年に1回か、必要に応じてか、という意見が出され、不一致。

## 議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(委員会の活動)  
行政報告  
所管事項の質疑

条文の修正の提案

### 条文については、未協議

#### 各会派の意見

みどり・市民ネット	
日本共産党小金井市議団	
民主党・社民クラブ	
小金井市議会公明党	庁議事項以外のあらゆることを行政報告で求めるのは不適切だ。必要に応じて、議員から議長に求め、議長の判断で市長へ求めるようにしてはどうか。
自由民主党小金井市議団	未協議のため現段階ではコメントしない。
改 革 連 合	

#### 委員長コメント（議論の主な内容等）

■行政報告は、委員会の活動の一部。庁議を経たものが行政報告されるが、庁議事項以外の報告についても検討する必要がある。  
■所管事項の質疑は、法律、条例等とどのように整理していくのか、検討課題である。研究・協議することが求められる。

議会基本条例案素案たたき台 各会派意見集約用紙

(文書質問制度)

条文の修正の提案

条文については、不一致

各会派の意見

みどり・市民ネット	閉会中に行政に対する質問をできるようにするため、また、委員になっていない委員会の所管する事項について質問をできるようにするため、文書質問制度を創設し、議会基本条例に盛り込む。
日本共産党小金井市議団	
民主党・社民クラブ	
小金井市議会公明党	
自由民主党小金井市議団	<p>文書質問制度を導入している国会や地方議会の行政担当部署の現状等を見て、行政の阻害要因となっている点について問題視されてきている。一つに、行政の負担が非常にかかる。これは、当然のことながら文書で回答することになるので、本会議、委員会等と同じ正式な答弁となることから文書による回答に関しても同様の行政の中でチェックが入ることになるため。また、市の場合、回答する内容によっては庁議や執行の市長、副市長等の決裁を経ての回答となる形から、非常にプロセスが煩雑になっていくという点として行政の負担が問題視されている。データの調査に関しては、行政機関の処理能力をはるかに上回る作業を強いることによって、行政サービスを低下させるという指摘もある。実際に、国会では議員が行政サービスに何ら関係のない質問を行って、行政側は非常に膨大なデータの回答を行うといった実例もあり、結果、行政の処理能力に支障を来しているという指摘が一般的にされている。さらに、このケースでは、実際にそのデータを流用して国会で審議がされるとか、それをもとに法律の改正があったという形跡は全くなく、個人的なデータの開示、もしくは近親者、家族の著書出版に関するデータ調査等といったものに悪用されていた事実があったという。国会や都議会では、議員の数が多く、本会議や委員会で質疑に立てない所属議員の質問の機会として、質問主意書を活用して対応している背景があるが、小金井市議会の場合は委員会や本会議で十分な質疑の時間が保証されていることから、疑問、質問等があれば、そこで質問することも可能な上、また、資料請求という制度により、これも行政の負担を強いているという指摘もあるが、小金井市の場合、従来から市長部局では誠意対応してきており、請求した資料により情報がある一定得られるということで別段の方法を用いなくても現状、問題点はないと考えている。</p>
改 革 連 合	

委員長コメント（議論の主な内容等）